

（表）
美容所開設届

年 月 日

廿日市市長 様

開設者 郵便番号 ー
住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号（ ） ー

次のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

美容所の名称					
美容所の所在地		郵便番号 ー 電話番号（ ） ー			
開設者	住 所				
	氏 名				
管理 美容師※	住 所				
	氏 名		修了証番号 及 び 年 月 日	第 年 月 日	県 号 日
美容師※	氏 名				
	登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日
	美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
美容師 以外の 従業員※	氏 名				
開設予定年月日		年 月 日			
理容所の名称※ （美容師法施行規則第19条第1項第8号に規定する場合）					
理容所の開設予定年月日※ （美容師法施行規則第19条第1項第9号に規定する場合）		年 月 日			
営業の譲渡者の署名 （営業の譲渡の場合。営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）					

- 添付書類 1 美容所付近の見取図及び美容所の平面図
2 美容師に係る、結核及び感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
3 管理美容師資格認定講習会修了証書の写し又は修了証明書
4 外国人が開設者となる場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
5 美容師免許証の写し又は美容師免許証明書の写し
6 営業を譲り受けた場合にあっては、これを証する書類（個人間の営業の譲渡に係るものを除く。）
7 その他必要な書類

- 注 1 美容師については、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本を提示すること。ただし、営業の譲渡の場合であって、美容師に変更がないときは、美容師免許証又は美容師免許証明書の原本の提示を省略できる。
2 法人が開設者となる場合は、登記事項証明書の原本を提示すること。
3 移動美容車にあっては、車両の車庫の場所を「美容所の所在地」欄に記載すること。
4 営業の譲渡の場合は、上記1から3まで及び5の添付書類並びに※欄の事項のうち変更がない事項等については、添付及び記載を省略できる。
5 該当するものに、○印を付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

